

## 神戸市小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、多様な集団活動事業の利用支援事業の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、市長が別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。
  - イ 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
  - ロ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
  - ハ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
  - ニ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等
  - ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出がなされている施設（以下、「認可外保育施設」という。）
- 二 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。
- 三 対象幼児 本市に住所を有する者のうち、対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。
  - イ 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。
  - ロ 子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受けている者。
  - ハ 認可外保育施設を利用している者。

### (基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、神戸市

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは神戸市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

（対象施設等の決定の取消し）

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

（対象費用）

第6条 補助の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

（補助基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの補助基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額補助基準額のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請等及び申請期限）

第9条 補助金の交付を受けようとする対象幼児の保護者は、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、市長が定める日までに、月毎の在籍名簿（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第10条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な

集団活動事業の利用支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書(以下「請求書」という。)の提出を省略し、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に該当しないときは、請求書の提出を補助申請者に求めるものとする。
- 4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第11条 補助金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、神戸市から直接振り込むことにより交付するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により対象幼児の保護者が補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保護者に通知する。

#### (補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該補助金を返還させることができる。

- 2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

#### (関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### (補助金に関する報告等)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

#### (指導・監査)

第 16 条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正に補助金を交付する観点から、必要があると認めるときは、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(会計年度)

第 17 条 当該補助金は、申請者が一時保育利用料を負担した日の属する年度と、市長が支出負担行為を行った日の属する年度が異なる場合、地方自治法施行令第 143 条第 5 項の定めにより、市長が支出負担行為を行った日の属する年度を会計年度として支払うものとする。  
2 前項の市長が支出負担行為を行った日の属する年度とは、第 10 条に規定する交付決定を行った日の属する年度を指す。

(施行の細則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (第2条関係) 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者であること。</p> <p>なお、1日の利用幼児の数が5人以下の施設等においては、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者も対象資格を有する者としてみなすこと。</p>
3. 設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築</p>

	<p>物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。          なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>[建物が無い場合]</p> <p>(1)安全・衛生管理マニュアルを作成していること。          (2)活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動内容	<p>(1)幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。          (2)各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食（提供する場合）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p>
7. 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9. 備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1)財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。          (2)全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。          (3)財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。          (4)採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>



(2)開園(開校)期間

\_\_\_\_週/年間

※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園(開校)期間を記入

(3)開園(開校)時間 ※24時間表記で記入

曜日	開園(開校)時間	曜日	開園(開校)時間
月曜日	～	金曜日	～
火曜日	～	土曜日	～
水曜日	～	日曜日	～
木曜日	～		

※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園(開校)時間を記入

※ 開園(開校)していない場合は「なし」と記入

(4)利用定員と現員

( \_\_\_\_\_年5月1日現在)

※申請日が属する年度

	満3歳児	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	合計
利用定員	名	名	名	名	0名
現員 合計	0名	0名	0名	0名	0名
	うち 神戸市	名	名	名	0名
	うち _____市	名	名	名	0名
	うち _____市	名	名	名	0名
	うち _____市	名	名	名	0名

※ 年齢ごとに在籍幼児現員内訳(付表)を作成し添付すること

※ 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入

※ 満3歳児と3歳児の区別が無い場合は3歳児欄に記入

(5)利用料金等

① 利用料(保育料)年額 ※ 申請日が属する年度および前3か年の計4か年

	利用料(保育料)年額			
	満3歳児	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円

利用料の徴収回数 \_\_\_\_\_年間 \_\_\_\_\_回

② 利用料以外の徴収料金 ※申請日が属する年度

総額	入園料	教材費	給食費	行事費
0円	円	円	円	円
	通園送迎費	費	費	費
	円	円	円	円



(6)職員の配置

( \_\_\_\_\_ 年5月1日時点)

※申請日が属する年度

当施設の就業規則等で定める常勤職員の1か月あたりの勤務時間数

\_\_\_\_\_ 時間

① 集団活動従事者の数

	常勤 人数	非常勤	
		実人数	常勤換算人数
園長・施設長			
副園長			
保育士・幼稚園教諭等			
保育補助・補助教諭			
看護師・准看護師			
調理員・栄養士等			
その他職員			

※ 常勤換算人数とは、非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の1ヶ月あたりの勤務時間数

※ 職員一覧を作成し添付すること

※ 保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師の有資格者は、その資格を確認できる免許証や登録証の写しを添付すること

※ 子育て支援員研修終了者は、終了証の写しを添付すること

(7)施設・設備の現況

( \_\_\_\_\_ 年5月1日現在)

※申請日が属する年度

建物の構造	<input type="checkbox"/> 有 _____ の床面積 _____ m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 耐火建築物ではない 詳しい構造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 無						
	居室等の 設置状況	室名	集団 活動室	調理室	便所	その他	合計
	室数	室	室	室	室	0 室	
	面積	m <sup>2</sup>		便器 個			
屋外遊戯場 (園庭・校庭) の状況	<input type="checkbox"/> 有 _____ 面積 _____ m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 無 無い場合の代替施設 <input type="checkbox"/> 有 (具体的な場所: _____ ) <input type="checkbox"/> 無						

(8)非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 消防計画 (直近の届出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日) <input type="checkbox"/> その他(内規等) <input type="checkbox"/> 無
防災(避難・消火等)訓練	<input type="checkbox"/> 実施 (実施回数 _____ 回/年) <input type="checkbox"/> 未実施
集団活動室の場所	<input type="checkbox"/> 建物の1階 <input type="checkbox"/> 建物の2階 <input type="checkbox"/> 建物の3階以上 <input type="checkbox"/> 集団活動室なし
建物がない場合の非常災害対策	具体的な内容

(9)健康管理・安全確保

登降園時の健康観察	<input type="checkbox"/> 実施 (具体的な内容: _____ ) <input type="checkbox"/> 未実施
健康診断	幼児 <input type="checkbox"/> 実施 (実施回数 _____ 回/年) ※他機関での実施、診断書の提出も回数に含める <input type="checkbox"/> 未実施
	職員 <input type="checkbox"/> 実施 (実施回数 _____ 回/年) ※他機関での実施、診断書の提出も回数に含める <input type="checkbox"/> 未実施
登降園時の健康観察	<input type="checkbox"/> 実施 (具体的な内容: _____ ) <input type="checkbox"/> 未実施
保健室の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
常備している医薬品等	<input type="checkbox"/> 有 (主な医薬品: _____ ) <input type="checkbox"/> 無
安全管理マニュアル	<input type="checkbox"/> 作成 (作成日: _____ ) <input type="checkbox"/> 未作成
衛生管理マニュアル	<input type="checkbox"/> 作成 (作成日: _____ ) <input type="checkbox"/> 未作成
保険加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 傷害保険 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) 具体的な補償内容  <input type="checkbox"/> 未加入

(添付書類)

○ 施設に関する事項

- ・利用案内、パンフレット等(利用料がわかるものは当該年度分および過去3か年の計4年分)
- ・申請年度における年間の活動計画
- ・対象施設等基準適合審査申請書付表(現員の内訳書) ※ 年齢ごとに作成

○ 職員配置

- ・職員一覧
- ・有資格者について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等

○ 施設・設備

- ・施設の平面図(消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- ・安全管理マニュアル、衛生管理マニュアル
- ・保険会社との契約書類の写し

対象施設等基準適合審査申請書 付表（在籍幼児現員の内訳書）

\_\_\_\_\_年5月1日現在

年齢： \_\_\_\_\_

※ 年齢ごとに作成すること

	住所	氏名/名前	フリガナ	生年月日	無償化 認定
1	市				
2	市				
3	市				
4	市				
5	市				
6	市				
7	市				
8	市				
9	市				
10	市				
11	市				
12	市				
13	市				
14	市				
15	市				
16	市				
17	市				
18	市				
19	市				
20	市				
21	市				
22	市				
23	市				
24	市				
25	市				
26	市				
27	市				
28	市				
29	市				
30	市				
31	市				
32	市				
33	市				
34	市				
35	市				

小計	神戸市	0
		0
		0
		0
合計		0

職員一覧

\_\_\_\_\_年5月1日現在

	雇用形態	1か月の勤務時間数	職種	氏名/名前	生年月日	保有資格	当施設への配属年月日	備考
1		h						
2		h						
3		h						
4		h						
5		h						
6		h						
7		h						
8		h						
9		h						
10		h						
11		h						
12		h						
13		h						
14		h						
15		h						
16		h						
17		h						
18		h						
19		h						
20		h						
21		h						
22		h						
23		h						
24		h						
25		h						

※ 保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師の有資格者は、その資格を確認できる免許証や登録証の写しを添付すること。



様式第 2 号 (第 4 条関係)

(公印省略)

第 号

年 月 日

< > 様

神戸市長

神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業対象施設等 決定通知書

年 月 日付で申請がありました神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、下記のとおり対象施設等として決定しましたので、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 4 条の規定により通知します。

記

設置者名	
対象施設等名	
適用開始年月日	
幼児 1 人あたりの 月額補助額	
備考	



様式第3号（第4条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

< > 様

神戸市長

神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業対象施設等 申請却下通知書

年 月 日付で申請がありました神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、下記のとおり申請却下の決定をいたしましたので、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

設置者名	
対象施設等名	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

# 補助金交付申請書

神戸市長 宛

<input type="checkbox"/> 年 4月～6月分	<input type="checkbox"/> 年 7月～9月分	<input type="checkbox"/> 年 10月～12月分	<input type="checkbox"/> 年 1月～3月分
--------------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------

←いずれかにチェックをしてください。期をまたがった請求はできません。

多様な集団活動事業の利用支援事業補助金について、下記のとおり申請します。

補助金の交付決定後は、指定の口座に振り込みをしてください。

補助金の申請にあたっては、下記の注意事項について、同意の上で申請をします。  同意します

※ 注意事項

1. 保護者(申請者)と施設を利用した子どもが神戸市内に居住していることを神戸市が住民基本台帳で確認すること。
2. 子育てのための施設等利用給付認定の認定状況を神戸市が確認すること。
3. 実際に施設を利用したことを神戸市が対象施設に確認すること。
4. 保育料等の支払い状況を神戸市が対象施設に確認すること。
5. 下記記入内容や提出書類に事実と異なる内容があった場合に、補助金の交付決定を取り消す場合があること。

## 1. 申請者(保護者)・対象の子どもについて

申請者 (保護者)	フリガナ			続柄 1 父 2 母 3 他( )	生年月日	
	氏名/名前				年 月 日	
	連絡先	— —	携帯・自宅・他( )		— —	携帯・自宅・他( )
	現住所	〒				
	前住所	(対象施設を利用していた時の住所と現住所が異なる場合は記入してください。)  ( 年 月 日転居 )				

フリガナ		男・女	生年月日
対象施設を利用した 子どもの氏名/名前			年 月 日

子育てのための施設等 利用給付認定の有無	受けていない	・	受けている
-------------------------	--------	---	-------

## 2. 振込先口座について

請求区分	金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
<input type="checkbox"/> 新規	銀行・信用金庫	支店	口座番号
<input type="checkbox"/> 変更	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)※

継続 →直近の振込先と同じ口座に振り込みますので、振込先口座の記入は不要です。

※ 振込先口座の名義が請求者名と異なる場合は、下記にもご記入ください。

私は、右の者に補助金の受領を委任します。	
委任者(請求者)	受任者(振込口座名義人)
住所	住所
氏名/名前	氏名/名前
生年月日	生年月日



3. 利用した施設について

利用した施設名	
---------	--

利用年月	施設に支払った 月額利用料(保育料) (a)	月額基準額 (b)	請求額(c) (aとbを比較して小さい 方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

4. 補助金交付申請額について

交付申請額 (cの合計)	円
--------------	---

※ 施設記入欄

上記のとおり徴収していることを証明します。

年 月 日

施設(法人)名

代表者名

印

施設名： \_\_\_\_\_

対象年度： \_\_\_\_\_

クラス年齢： \_\_\_\_\_

※ 年齢ごとに作成すること

	住所	氏名/名前	フリガナ	生年月日	幼児の在籍状況											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	市															
2	市															
3	市															
4	市															
5	市															
6	市															
7	市															
8	市															
9	市															
10	市															
11	市															
12	市															
13	市															
14	市															
15	市															
16	市															
17	市															
18	市															
19	市															
20	市															
21	市															
22	市															
23	市															
24	市															
25	市															
26	市															
27	市															
28	市															
29	市															
30	市															
31	市															
32	市															
33	市															
34	市															
35	市															

・1か月の全日在籍の場合は ○ を記入

・月の途中に入退園(所)した場合は、その日付を記入



様式第 6 号 (第 10 条関係)

(公印省略)

第 号

年 月 日

< > 様

神戸市長

神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業補助金 交付決定通知書

みだしの補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定により通知します。

記

補助金対象期間	年 月 ~ 年 月分		
交付決定金額	合 計		円
	内 訳	月分	円
		月分	円
		月分	円



様式第7号（第10条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

< > 様

神戸市長

神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業補助金 不交付決定通知書

先に申請いただいたみだしの補助金については、審査の結果、交付を行わないこととしましたので、神戸市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

期 間	年 月 ～ 年 月分
審査結果	補助金の交付なし
理 由	